

気象特別警報・警報等発令時と交通機関不通時の措置に関する規定

諸般の状況を考慮し、「気象特別警報・警報等発令時と交通機関不通時の措置」について、平成31年4月1日付けで下記の通り改定施行するものとする。

記

〔目的〕

第1条 この細則は、非常変災等、気象特別警報・警報や交通機関の事項等により通学が困難となった場合における本校の措置について定める。

〔気象警報〕

第2条 気象特別警報・警報が発令された時の措置は以下の通りとする。

- (1) 京都府南部又は生徒の居住する地域に**暴風警報**が発令されている場合は、次の措置をとる。
 - ① 午前6時の時点で気象庁が警報を発令している場合は、登校を見合わせる。
 - ② 午前8時の時点で気象庁が発表する警報が解除した場合は、3限目からの平常授業を開始するので、生徒は速やかに登校する。
- (2) **暴風警報**が、自己の居住地域に発令されている場合は、上記(1)に準じて行動する。その際、授業が欠けた分は公欠（公認欠席・公認欠課）とする。
- (3) **暴風警報以外の大雨・洪水警報、大雪警報等が発令された場合は通常の授業を行うが、通学が不可能な状況のある場合は、自宅で待機（学習）する。**
その生徒について授業が欠けた分は、公欠とする。
- (4) 大地震・風水害等の非常変災により、通学が困難となった場合の本校の措置については、災害の状況に応じて、校長が判断する。
- (5) **特別警報が発令された場合は、教職員・生徒全員は直ちに命を守る行動をとり、周囲の状況に応じて、身の安全を確保すること。**
さらに、次の措置をとるものとする。
 - ① 午前6時の時点で気象庁が特別警報を発令している場合は、登校を見合わせ、自宅で待機する。
 - ② 午前8時の時点で引き続き特別警報が発表されている場合は、臨時休校と

し、自宅で学習するものとする。

また、午前8時の時点で特別警報が解除されたが、引き続き暴風警報が発表されている場合も臨時休校とし、自宅で学習するものとする。

- ③ 警報発令時と同様に、午前8時までに特別警報及び警報すべてが解除された場合は、3限目からの平常授業を開始するので、生徒は速やかに登校する。
- (6) 学校の所在地〔京都府宇治市〕に避難勧告・避難指示が発令された場合は自宅待機とし、午前8時の時点で避難勧告・避難指示解除されたが、引き続き何らかの警報が発表されている場合は臨時休校とし、午前8時までに避難勧告・避難指示、特別警報及び警報すべてが解除された場合は、3限目からの平常授業を開始するので、生徒は速やかに登校する。
- (7) 土曜・休日の課業〔特別講座・学習会・検定・部活動等〕も、上記の(1)～(6)に準ずるものとする。
- (8) 生徒が在校中、上記の特別警報・警報、避難勧告・避難指示が発表された場合は状況判断の上、措置を講ずるものとする。
- (9) 臨時休校または休校した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。

〔交通機関〕

第3条 交通機関が不通となった場合の措置は、以下の通りとする。

- (1) JR、近鉄電車、京阪電車、京都市地下鉄の各交通機関が事故、ストライキ、気象条件等で不通となった場合は、次の措置とする。
 - ① 自分の乗車する路線が不通の場合は、可能な限り他の交通機関を利用して登校する。
 - ② 登校した生徒の状況を見て、学校が授業開始時刻の判断を行う。授業を開始した場合に、登校が不可能なため授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。
 - ③ 午前9時をすぎても上記交通機関のすべてが不通の場合、もしくはすべてが不通でなくとも授業の実施が困難と判断される場合は、臨時休校とする。
- (2) 上記以外の交通機関が不通の場合は通常授業を行なうが、登校が不可能なため授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。

〔手続き〕

第4条 考慮すべき事情のある場合は、運営会議で審議の上、校長が決定する。

以 上